

「やまなし しぼルトメニュー」販売整備事業実施要領

1 目的

この要領は、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、飲食店等と連携して食塩の摂取を控え一定量以上の野菜が含まれる「やまなし しぼルトメニュー」（以下「しぼルトメニュー」という。）を提供することにより、県民の健康づくりの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体 山梨県

3 「しぼルトメニュー」の基準等

(1) しぼルトメニューの種類

弁当又は飲食店で提供される料理とする。

ア 弁当

1食あたりの料理(調理済み食品)で、パック等の容器により、携帯できるようにした食品で、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、宅配等で提供されるものをいう。

イ 飲食店で提供される料理

主食、主菜及び副菜により構成され、1食として飲食店で提供されているものをいう。この場合において、丼物や麺類など、主食、主菜、副菜を区別しない盛り付けも可能とする。

(2) 基準

次のアからオまでに掲げる項目の全てを満たしていることとする。

ア 主食・主菜・副菜がそろっていること。

イ エネルギーが500kcal以上700kcal未満の範囲であること。

ウ 野菜(きのこ類・藻類含む、いも類・豆類は含まない)の量が120g以上であること。

エ 食塩相当量が3.0g未満であること。

オ 栄養成分(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量またはナトリウム)が表示されていること。

なお、食品表示法等に基づく表示を行うにあたっては、関係法令を遵守すること。

(3) 測定方法等

ア 食品の重量は、加熱前の状態(乾物は水戻し後)の重量とする。

イ 栄養素の量は、成分分析値あるいは食品標準成分表からの計算値でも可能とする。

4 事業内容

(1) しぼルトメニューの登録

ア 届出

しぼルトメニューの提供を希望する事業者は、あらかじめ、「やまなし しぼルトメニュー届出書」(様式第1号)及び届出書添付書類(別添様式)を、弁当の製造・販売業者及び飲食店営業者等(以下「事業者」という。)の所在地を管轄する保健福祉事務所(保健所)に提出するものとする。

ただし、事業者の所在地が県外にある場合又は販売店舗が保健所をまたがる場合にあっては、健康増進課に提出するものとする。

イ 届出内容の審査

保健福祉事務所（保健所）又は健康増進課は、アにより届出を受けた弁当又は飲食店で提供される料理が3に定める基準等（以下「基準等」という。）を満たしているか審査するものとする。この場合において、保健福祉事務所（保健所）又は健康増進課は、必要と認めるときは、審査にあたって届出のあった弁当又は飲食店で提供される料理を確認することができる。

ウ 審査結果の通知

イの審査をした保健福祉事務所（保健所）又は健康増進課は、イによる届出内容が基準等を満たしているときは、カに定める「やまなししぼルトメニュー登録台帳」（以下「登録台帳」という。）に登録する内容を、「やまなししぼルトメニュー審査結果について(通知)」（様式第2号）により、基準等を満たしていないときは、「やまなししぼルトメニュー審査結果について」（様式第3号）によりその理由を付して事業者へ通知するものとする。

エ ログマークの送付

保健福祉事務所（保健所）又は健康増進課は、ウにより通知し、登録台帳に登録する事業者（以下「登録事業者」という。）に当該事業を県民に広く周知することを目的としたログマーク（別添）を送付する。

オ 登録事業者のログマーク使用にあたっての責務

登録事業者は、ログマークを登録台帳に登録するメニュー（以下「登録メニュー」という。）に表示することができる。この場合において、登録事業者は、次に掲げる義務を遵守しなければならない。

- (ア) ログマークは、登録メニューを表示する場合に限り使用すること。
- (イ) 登録メニュー以外の商品が登録メニューであると誤解されることがないようにすること。
- (ウ) ログマーク単体での使用はできないこと。
- (エ) ログマークの印刷代、シール代等に係る一切の経費は事業者の負担となること。
- (オ) デザイン（文字、色、キャラクターのポーズ、表情、線の太さ等）を変更して使用することはできないこと。
- (カ) その他必要な事項は、保健福祉事務所（保健所）及び健康増進課と協議すること。

カ 「やまなししぼルトメニュー登録台帳」の整備

(ア) 届出書の送付

ウにより事業者へ登録台帳に登録する内容を通知した保健福祉事務所（保健所）は、「やまなししぼルトメニュー届出書」（様式第1号）の写し、届出書添付書類（別添様式）の写し及び「やまなししぼルトメニュー審査結果について(通知)」（様式第2号）の写しを健康増進課へ送付する。

(イ) 管理

健康増進課は、「やまなししぼルトメニュー審査結果について(通知)」（様式第2号）により通知したとき、保健福祉事務所（保健所）から「やまなししぼルトメニュー届出書」（様式第1号）の写し、届出書添付書類（別添様式）の写し及び「やまなししぼルトメニュー審査結果について(通知)」（様式第2号）の写しの送付があったときは、

届出内容等を登録台帳に記載し一元管理する。

(ウ) 台帳の共有

健康増進課は、登録台帳の写しを保健福祉事務所（保健所）へ送付し、情報を共有する。

キ 登録内容の変更

(ア) 登録事業者は、次の事項を変更しようとするときは、「やまなし しぼルトメニュー登録変更届」（様式第4号）により、届出書を提出した保健福祉事務所（保健所）又は健康増進課に速やかに届け出るものとする。

- ①販売（予定）期間
- ②販売の方法
- ③販売（予定）区域
- ④販売（予定）店舗数
- ⑤販売（予定）店舗名

(イ) 登録変更届を受理した保健福祉事務所（保健所）又は健康増進課は、変更の内容について確認したあと、「やまなし しぼルトメニュー登録変更通知書」（様式第5号）により事業者に通知する。

(ウ) 保健福祉事務所（保健所）は、「やまなし しぼルトメニュー登録変更届」（様式第4号）の写し及び「やまなし しぼルトメニュー登録変更通知書」（様式第5号）の写しを健康増進課に送付する

(エ) 健康増進課は、登録変更届を受理したとき、保健福祉事務所（保健所）から「やまなし しぼルトメニュー登録変更届」（様式第4号）の写し及び「やまなし しぼルトメニュー登録変更通知書」（様式第5号）の写しの送付があったときは、台帳を変更する。

ク 登録の中止

(ア) 登録事業者は、基準等を満たさなくなったとき、しぼルトメニューの提供を中止したとき又は販売予定期間を徒過したときは、「やまなし しぼルトメニュー中止届」（様式第6号）により届出書を提出した保健福祉事務所（保健所）又は健康増進課に速やかに届け出るものとする。

(イ) 保健福祉事務所（保健所）は、中止届を受理したあとは、「やまなし しぼルトメニュー中止届」（様式第6号）の写しを健康増進課へ送付する。

(ウ) 健康増進課は、中止届を受理したとき、保健福祉事務所（保健所）から「やまなし しぼルトメニュー中止届」（様式第6号）の写しの送付があったときは、台帳を削除する。

ケ 事情の聴取

保健福祉事務所（保健所）又は健康増進課は、登録メニューが、基準等を満たしていない場合、販売予定期間を徒過した場合その他必要があると認めるときは、登録事業者

に対し、事情を聞くことができる。

(2) 事業の周知等

ア 保健福祉事務所（保健所）及び健康増進課は本事業について、事業者に周知するとともに、しばルトメニューの提供の取組が進むよう、事業者に対して基準を満たすための方法や栄養成分表示等について、個別に相談に応じる。

イ 保健福祉事務所（保健所）及び健康増進課は、県民に広くしばルトメニューを周知するとともに、減塩や野菜摂取量増加のため、しばルトメニューの有効な利用方法や、日常の食生活における健康に配慮した食品の選択方法等についても併せて普及啓発する。

ウ 健康増進課は、登録メニューの概要を県のホームページ等に掲載し積極的に周知を行う。

5 やまなし食育推進応援団との連携

「やまなししばルトメニュー届出書」（様式第1号）による登録をもって、消費生活安全課が事業展開している「やまなし食育推進応援団」への登録がされたこととみなすものとする。
登録後は、消費生活安全課からやまなし食育推進応援団のステッカーを交付する。

6 その他

この要領に記載のない事項については、健康増進課が協議のうえ決定するものとする。

附 則 この要領は平成28年11月30日から施行する。

附 則 この要領は平成29年3月29日から施行する。